

令和5年度 社会福法人白梅学園 事業計画

I、運営方針

社会福祉法人白梅学園は、天理教越乃國大教会五代会長 宇野晴義が、昭和27年7月に創立して以来、昨年70年を迎えることが出来ました。終戦後、様々に変貌をみた日本の社会体制の中において、初代理事長の思いに沿って、白梅学園はその任を遂行してきました。

『人の子も 我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人』

この言葉（和歌）は、天理教初代真柱 中山眞之亮様が、詠まれたものです。その意味は「人の子も、わが子も同じ心をもって、隔てなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができます。当園は、その精神を基本理念とし、どのような境遇の児童であっても、一人の権利のある主体として接し、家庭的な環境の中で、良好な人間関係形成ができるよう支援を行っています。

II、事業目的

児童福祉法改正の趣旨に基づく「こども家庭庁」の創設。支援が必要な家庭の見落としを防ぎ「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」を目的に、全市区町村への設置に向けた「こども家庭センター」との協働。また、「福井県社会的養育推進計画」の実現と、その考え方の中心となる「パーマネンシー(永続的支援)の保障」と「アドボケイト(意見表明支援)」を重点課題とし、入所児童の養育支援の充実を図り、社会的養育が必要とされる家庭に向けた予防的対応、安心して子育てができるための地域支援など、嶺南地区を中心に以下5点を地域対応に向けて積極的なニーズの推進を図る。

- ① 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- ② 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- ③ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- ④ 子育て短期支援事業（保護者が子どもと共に入所・利用可能とする）
- ⑤ 一時預かり事業（子育て負担の軽減目的、レスパイト）

III、事業内容

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 第一種社会福祉事業 | (イ) 乳児院の運営 |
| | (ロ) 児童養護施設の運営 |
| (2) 第二種社会福祉事業 | (イ) 児童家庭支援センターの経営 |
| | (ロ) 子育て短期支援事業の経営 |

IV、事業目標

1、施設の高機能化・多機能化

〔マネジメント機能・アセスメント機能の向上〕

2、退所児童の継続した支援

〔リービングケア・アフターケアの充実、継続した指導措置が必要な児童への支援〕

3、市町の子ども家庭支援体制

〔要保護児童対策地域協議会、子育て短期支援事業、在宅支援（指導委託）の充実〕

4、里親への支援

〔フォスタリング機関・里親研修・レスパイト対応〕

V、事業計画重点目標

1、施設の高機能化と施設間の連携および多機能化

- ①基本理念の実践に向けた継続した取り組み。
- ②施設の高機能化に向けた養育実践の継続した強化と、組織的支援体制のF B構築を行う。
- ③全養協「人材育成のための指針」の研修体系に基づく新任職員研修を行い、職員の定着を図る
- ④社会的養護が必要な家庭における地域支援の遂行にあたり、児童家庭支援センター白梅を中心に市町との連携を図り、本体施設が子育て世代地域包括支援の一助と成す。

2、退園児童による家庭復帰ならび社会的自立へ向けた支援の充実

- ①パーマネンシー保障（永続的支援）の観点から、アセスメントシートに基づく、リービングケアおよびアフターケアの支援充実を図り、市町との連携と協働による継続した支援を行う。
- ②子どものアドボケイトの機会をより多く設け、自己実現に向けた支援の強化。

3、里親支援の新たな事業について

令和4年4月より、里親養育支援の充実を図る上から福井県より委託を受け「福井県家庭養護推進ネットワーク」に加盟することにより、『里親支援機関A型』の指定を受ける。

フォスタリング機関への派遣、里親研修・トレーニング事業の実施、里親レスパイトなど、一部補助事業の受け入れを行い、地域里親との連携を図り、本体および児童家庭支援センターにおける支援拠点機能の充実を図る。

4、各専門委員会の充実

全職員の参画による専門委員会の充実を図り、理想の組織風土目指し、働く一人ひとりがより良い将来の展望を持てることを目指し、以下のことについて取り組む。

- ① 各専門委員会に予算を立て、継続した活動の強化を図る。
- ② 職員増員による業務並びに超過勤務の軽減化。
- ③ 職員のワーク・ライフバランスを図り、心身の健康を守る。

社会福祉法人白梅学園 令和5年度 舊舎乳児院事業計画

◎基本理念

『ひとのこも わがこも おなしころもて おふしたててよ このみちのひと』

<舊舎乳児院養育方針>

1. 無限の可能性を秘めた乳幼児を、社会で最も尊いものとして大切にする。
2. 子どもたちが、安心して生活できるよう、また生きるよろこびを味わえるよう安全な環境に配慮して見守る。

(1) 基本理念および養育方針の具現化について

1. 学園の養育理念に基づき職員の信条教育に取り組む。
2. 福井県社会的養育推進計画に基づき家庭的養育を実践していく。

(2) 人材確保と人材育成について

・職員の研修体系を計画し、各種相談業務を担える人材育成に取り組む。

1. 小規模ケアに対する職員の養育マインドを養う。
2. 外部研修等に参加させ、または内部研修を企画実践する。
3. 将来的に「期待される職員」の育成を目指す。
4. 令和6年度創設される「こども家庭センター」に協力できる職員を育成していく。

(3) 生活支援サービスの向上について【すなおホーム】

・小規模グループケアの機能を活かし、より高機能な養育も追求し実践する。

1. 家庭的養育を実践しながら、より適切な信頼関係を構築する。
2. 安心かつ安全な生活環境を提供し、自己肯定感の醸成を図る。
3. 養育の質を向上させる施設内外の研修プログラムを計画し実践する。
4. 何らかの障害を抱えた児童に対しては、看護師は嘱託医と相談し適切な養育を計画する。

(4) 多機能化への対応【まことホーム】

1. 児童相談所から委託一時保護児童（緊急を含む）を受入れする。
2. 地域福祉推進のために敦賀市や民間機関と協働し予防的支援策を検討しながら母子支援事業を展開していく。
3. 家庭再統合を目指す親のみならず地域社会で育児に不安な親については、親子訓練事業を展開していく。
4. 嶺南市町とショートステイ・トワイライトステイ契約を締結し、育児等で悩んでいる家庭を支援する。

5. 地域の家庭児童問題に対応できる職員を育成するため、コモンセンス・ペアレンティング（幼児版・学齢期版）を学ぶ機会を増やししながら、フィードバック体制を取り入れ、専門性の向上を図る。

(5) その他（市町「こども家庭センター」との関係に向けて）

1. 家庭支援専門相談員（FSW）は通常業務のほかに、地域の家庭児童問題に対応する活動を進める。
2. 敦賀市をはじめとする要保護児童対策地域協議会（要対協）との関係を重視し、家庭支援専門相談員（FSW）は支援活動を展開していく。
3. フォスタリング機能が展開できるように、里親支援専門相談員はフォスタリング機関と連携して里親研修を計画し、児相の里親支援員と協力して、里親のリクルート及び研修、マッチング等を進めていく。また、児童家庭支援センター白梅と協働し、小浜地区周辺の里親登録者の状況把握を行うと共にウィークエンドステイやトワイライトステイを展開していく。

□職員構成について

施設長	1	家庭支援専門相談員	1
事務員	1	里親支援専門相談員	1
栄養士	1	個別対応職員	1
看護師	2	保育士	9
指導員	1	★嘱託医	1
★調理パート	1	★雑務パート	1

*常勤職員18名、★非常勤職員3名 合計21名

◎令和5年度における乳児院の入所対応児童数等の目標数

すなお	まこと	計
5名	5名	10名

家庭引取	2人
里親委託	2人
特別養子縁組	1人
施設変更	2人
委託一時保護	6人
実習生受入れ	30人

ショートステイ	延200日
トワイライトステイ	延20日
親子訓練	5組
里親研修等	12組
里親レスパイト	延10人
ボランティア	3人

令和5年度 社会福祉法人白梅学園 児童養護施設晴喜館 事業計画

I、基本理念 『人の子も 我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人』

II、養育方針

- 1、親心に徹し、より家庭に近い生活環境での養育を目指す。 (家庭的養育の実践)
- 2、子どもの最善の利益を尊重し、社会的自立へ向けた支援をおこなう。(自立支援の充実)
- 3、社会の一員として、共存共栄の精神を育てていく。 (感謝・慎み・助け合い)

第1章 事業計画重点課題

1、基本理念と養育方針に基づく、養育支援の具現化

当園は、天理教の教えに基づき、社会的養護を必要とする児童に対し、親心に徹し分け隔てなく公益性・平等性を持ってその支援にあたり、安心できる生活環境の中で、大人とより適切な信頼関係を構築し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるように支援し併せて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行う。

また、職員にあっては、その見本となるよう日々研鑽をはかり、「感謝・慎み・助け合い」の精神で、人が育つ環境づくりへの醸成に努める。

2、個別的養育と家庭的養育の実践

個別の課題を抱えた子ども達の支援が行えるよう、専門的なアプローチ（コモンセンスペアレンティング、心理療法、家族療法、学習支援プログラム）の実践に努める。

また、より家庭的養育の実践に向けた環境づくりに努め、安心・安全な生活環境の確保と信頼できる人間関係の構築を目指す。

3、子どもの権利擁護と意見表明の機会を設け、自立支援の充実にを図る。

子どもの最善の利益を優先に考え、保護者や入所児童の意見を取り入れたアセスメントシートに基づき、家庭再統合や里親への移行、また社会的自立に向けた支援の実践に繋げる。

嶺南地区の6市町と協働し、アドミッションケア・インケア・リービングケア・アフターケアへの連携を図り、地域ニーズへの対応を強化する。

4、人材育成の構造化（プログラムとシステムの構築）

組織的なフィードバック体制を図り、施設の高機能化・多機能化へ向けた強化を図る。

全国児童養護施設協議会「児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—」に基づく研修体系に準じた新任研修を行い、職員の人材育成と資質向上を目指す。また、厚生労働省による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」に基づき、職員の処遇改善に努め、職員自身が将来ビジョンを描ける施設運営を目指す。

5、緊急時対応及び感染症防止対策における業務継続ガイドラインの計画推進

- ・施設における業務継続計画の周知を図り、地域と協働し、常時における継続した訓練を行う。
- ・感染予防対策をはじめ、各種感染症対応に関するマニュアルの改訂、編纂を図ると共に、必要な環境、備品等の整備を図る。また、情勢に応じた柔軟な対応を講じていく。

第2章 組織の概要と体制

令和2年度からの10年間を計画期間とする『福井県社会的養育推進計画』を受け、施設の小規模化・地域多機能化をよりスムーズに実現していくため、本年度は、定員を40名(本体施設28名・地域小規模グループホーム12名)とする。

1、児童構成 (R5.4.1付 入所児童数)

	めばえ	ふたば	あおば	わかぎ	たんぽぽ	日向	合計
男子	0	6	0	5	0	6	17
女子	6	0	5	0	6	0	17
合計	6	6	5	5	6	6	34

◇男女別

	3歳未満	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他	合計
男子	0	1	7	4	4	1	17
女子	0	0	10	1	6	0	17
合計	0	1	17	5	10	1	34

2、職員構成

施設長	1	家庭支援専門相談員	2	ケアワーカー	19
事務員	1	里親支援専門相談員	1	調理員等	4
基幹的職員	1	自立支援専門相談員	1	宿直専門員	5
臨床心理士	1	ユニットリーダー	3	嘱託医	1

常勤職員：32 非常勤職員：6 合計38名

3、受け入れ数値目標

◇入所定員並びに職員（直接処遇）人員配置

	めばえ	ふたば	あおば	わかぎ	たんぽぽ	日向	児童数	職員数
R4.4.1	8：3	8：3	8：3	6：4	6：3	6：3	42	18
R5.4.1	8：3	6：4	8：3	6：4	6：3	6：3	40	20
R6.4.1	6：4	6：4	6：4	6：4	6：3	6：3	36	22

※入所定員：職員数

◇入所対応児童数（令和5年度）

	本体施設（晴喜館第2・3棟）				地域小規模		合計
	めばえ	ふたば	あおば	わかぎ	たんぽぽ	日向	
男子	0	6	0	6	0	6	18
女子	8	0	8	0	6	0	22
合計	8	6	8	6	6	6	40

◇宿泊受け入れ目標

一時保護	10名	里親レスパイト	5名
ショートステイ	10名	トワイライトステイ	5名

◇研修・実習・支援等の受け入れ

- ・実習生受け入れ 60名
- ・里親研修受け入れ 8組
- ・療育支援訪問事業 3組
- ・自立支援サポート事業 2名

4、児童処遇について

【目的】

入所児童が家庭的な生活をイメージできる経験を積む機会を設ける。また、個別的養育に向けた実践を行い、子どもの年齢や発達に応じた社会スキルを身につけ、人との良好な関係を保つことにより信頼関係を築くことで、自尊心や自己肯定感の向上を図る。

※詳細については「白梅学園 児童ケアガイドライン」を参照。

①養育

「アセスメントシート」と「月まとめ」の作成を継続して行い、CSPを用いた前向きなしつけを用いて、子どもたちの強みを伸ばし職員との信頼関係構築と自己肯定感の向上を図る。

②日常生活

◇食

- ・児童や職員と栄養価、季節感、材料など、献立の内容や調理方法等について話し合い、献立に反映する。
- ・明るく楽しい雰囲気ですることができるようにする。

◇衣

- ・常に一般家庭や地域の児童の服装に関心をもち、児童が望む衣類の購入に配慮する。

◇住

- ・児童の快適な生活に配慮し、児童が気持ちよくくつろいで過ごせるような生活環境づくりに努める。

③健康管理

- ・職員間で適宜、医療や健康に関する学習の場を設け、知識を深めるとともに、児童の身体健康維持と増進のみならず、精神面の健康についても配慮する。
- ・医療機関と連携し、必要な児童に対して適切な医療を受けさせる。

④子どもの意見表明

- ・意見箱・中高生会議・退所児童との意見交換など内容充実を図る。
- ・「子どものお話し会」を自立支援計画に反映し、アドボカシー支援の一助とする。

⑤権利擁護について

- ・「人権擁護のためのチェックリスト」の周知徹底を図り、人権侵害の禁止・防止における定期的な検討会を行う。
- ・子どもの権利ノート「なかよし」を年齢別に合わせた、わかりやすい内容に再編し、権利擁護について、子ども達を話し合う機会を設ける。

5、会議について

会議の内容充実を図り、職員相互の課題認識の共有化を図る。

会議名	対象職員	会議数	主な検討課題
全体会議	全職員	月1回	各ホーム・委員会・支援相談員より報告。 行事・研修などの案内 園長・副園長の挨拶
支援者会議	支援専門相談員 心理療法士・UL	随時	児童の養育・支援に関する検討会議 HL会議での個別ケース課題検討 全体会議の決議案の確認
HL会議	施設長・支援職員 HL	月1回	日課・ルール等の各ホームとの調整 アセスメント方法や支援方法について検討 ケース事例検討会
ホーム会議	ホーム職員・専門職員	随時	個人の生活課題への支援 家庭に関わる課題への支援 社会的自立を見据えた支援
専門委員会	全職員	月1回	6つの専門委員会に分かれ、全職員の参画 による、より良い施設運営を目指した会議
中高生会議	中高生児童・ホーム職員	随時	中高生を中心にした、アドボカシー活動。 日常生活の課題や生活環境向上に向けて、 子ども達の意見聴取を行う。

社会福祉法人白梅学園

令和5年度 児童家庭支援センター白梅事業計画

◇児童家庭支援センター <平成9年に児童福祉法改正で制度化された地域相談機関>

○事業内容

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、児童相談所の意向に基づいて指導委託を受け入れる。
- ④ 里親等からの相談に応ずる等、必要な支援を行う。
- ⑤ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う。

◎令和5年度運営方針について

1. 地域社会から信頼を得られるような子育てに関する相談活動を展開する。
2. 児童相談所と連携して嶺南西部地域の家庭児童問題に対応する。
3. 乳幼児等の健診等に同席し、地域の親子関係状況等を見極める。
4. 児童相談所から指導委託を受けた子どもの家庭を見守るため、家庭訪問や児童家庭支援センターへの通所を繰り返しながら家庭再統合を円滑に行えるよう支援する。
5. 心理士は地域の対象児童を通所させ心理療法を実施していく。また本体乳児院に出張して児童に対しても心理療法を活用していく。
6. 本体施設（乳児院・児童養護施設）へショートスティや一時保護等へ誘う活動を展開する。
7. 本体里親支援相談員は、月に3回程度センターに出向き地区の里親推進活動を調整し実践する。

□職員構成について

★センター長（園長兼務）	1
家庭相談員	1
心理療法士	1
非常勤心理士	1
非常勤相談員（保育士）	1

*常勤職員2名、非常勤職員2名 合計4名

□令和5年度における児家セン白梅の活動目標数

項 目	件 数	総 件 数
相談件数		500
新規相談	100	
継続相談	400	
その内訳（延べ件数）		2,400
電話相談	1,400	
来所相談	400	
訪問相談	400	
メール相談	40	
心理療法	150	
その他	10	
児相・市町指導委託	5名	延べ50日
里親研修		10組
里親登録		5組
ショートステイ（私的含）	10件	延べ50日
一時保護（私的含）	10件	延べ100日